

## 建築物環境衛生管理基準

建築物衛生法第4条に基づく「建築物環境衛生管理基準」は、下表のとおりです。  
 なお、町田市では地域特性を踏まえ、指導基準等を設けています。

		実施回数等		
		施行規則（厚生労働省令）等	町田市の指導	
空調管理	空気環境の測定	2月以内ごとに1回、各階で測定 (ホルムアルデヒドについては、建築等を行った場合、使用開始日以降最初の6月～9月の間に1回)		
	浮遊粉じん測定器	1年以内ごとに1回の較正		
	冷却塔・加湿装置・空調排水受けの点検等	使用開始時及び使用開始後1月以内ごとに1回点検し、必要に応じ清掃等を実施		
	冷却塔・冷却水管・加湿装置の清掃	1年以内ごとに1回実施		
給水・給湯管理 (飲用・炊事用・浴用等)	貯水(湯)槽の清掃	1年以内ごとに1回実施		
	水質検査	①6月以内ごと実施 (16項目、11項目) ②毎年6～9月に実施 (消毒副生成物12項目) ③地下水等使用施設： 3年以内ごと実施 (有機化学物質等7項目)	<b>給水・給湯系統別に末端給水栓で実施(高置水槽方式は、高置水槽の系統別に末端給水栓で実施)</b> <b>中央式給湯水は、貯湯槽等の系統別に末端給湯水栓で実施</b>  <b>「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」により毎年報告を行う。</b>	
	残留塩素等の測定	7日以内ごとに1回実施		給水は毎日、給水系統別に実施する(給湯は7日以内ごとに1回)。
	防錆剤 <small>せい</small> の水質検査	2月以内ごとに1回実施		
雑用水の水質管理	7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌・濁度			
雑用水の水質管理	水洗便所の用に供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌		
	排水管理	排水槽等の清掃は、6月以内ごとに1回実施	排水槽の清掃は、年3回以上実施する。 グリース阻集器は使用日ごとに捕集物・油脂を除去し、7日以内ごとに1回清掃を行う。	
清掃および廃棄物処理	日常清掃のほか、6月以内ごとに1回、大掃除を定期的に統一的に実施			
ねずみ等の点検・防除	6月以内ごとに1回(特に発生しやすい場所については2月以内ごとに1回)、定期的に統一的に調査し、当該結果に基づき必要な措置を講ずる。	生息状況等の点検を毎月1回実施し、その状況に応じた適切な防除を実施する。		

空気環境測定項目：温度、相対湿度、気流、浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度、二酸化炭素濃度、(ホルムアルデヒド)